

藤井寺市立駐輪・駐車場指定管理者業務基準書

【機器設置】

各施設において管理運営に必要な機器等を設置すること。設置については利用者が安全に操作可能な位置へ行うこと。また、使用方法については不慣れな利用者でも容易に操作、利用が可能であること。

(例) 駐車場・・・自動精算機、駐車場入退場ゲート、駐車管理機器（フラップ板等）

駐輪場・・・自動精算機、自動券売機（一時利用、定期更新等）、自転車等入場ゲート、自転車等退場ゲート、駐輪ロック設備

その他・・・遠隔送受信装置、入口表示灯（満車・空車）、料金表、規約表示看板、照明灯、防犯カメラ

【藤井寺駅南駐輪・駐車場 舗装工事等】

平面駐車場西側については、機器設置後、アスファルト舗装、区間線、駐輪場との間のフェンス（H＝1800 忍返しあり、グレーベージュ）、駐輪場歩行者用出入口等必要な工事については、速やかに施工すること。なお、アスファルト舗装については5cm以上で施工すること。

【土師ノ里駅前駐輪場 自転車搬送用コンベア設備】

自転車搬送用コンベアの利用者の安全と正常な機能が十分発揮できるように、定期的に専門技術者により保守点検を行うこと。

「点検実施回数」

- ・保守点検 年2回
- ・定期精密点検 年1回

「機器の定期点検」

- ・機器外観点検 …… 機能上又は保安上支障のない確認
- ………… 制御盤内の各機器の作動の良否
- ………… 絶縁抵抗を測定し規定値以上の確認
- ・部品・修理 …… 点検を通じて機器の維持上必要な場合は、直ちに
取り替え及び調整を行うこと。

「機器の精密点検」

- ・自転車搬送用コンベアの総合的な機能を確認するため、精密点検を実施すること。また、点検で確認された機器の修理を行うこと。

「その他」

- ・故障や緊急事態が発生した場合は直ちに技術者を派遣して、適切な処理を行うこと。
- ・建築基準法第12条に基づく官公庁の検査が実施される場合は、専門技術者の立会を行うこと。

(概要)

自転車搬送用コンベア「サイクルベア」

- ・用途： タイヤ幅 50mm以下の標準二輪自転車
- ・設置位置： 1階～2階 1基
- ・傾斜角： 13.837°

- ・昇降工程： 3,350mm
- ・水平機長： 14,534mm
- ・運転方法： 上昇のみ
- ・定格速度： 40m/min
- ・ベルト： PVCポリエステル帆布 400Kg/cm
- ・電源： AC200V 電動機 1.5Kw ギアードモーター
- ・安全装置： 噛み込み防止・非常停止押し釦・ベルト伸び検知器等

【消防設備の保守点検】

火気管理を徹底し、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法及び同施行規則上必要な措置をとり、設備の維持管理に努めること。